

報告案件個票一覧表（平成27年4月24日開催）

議題（3）個人情報取扱い及び事務届出について（報告）

ア 保有個人情報の目的外利用に係る報告書（資料番号3－ア）

目的外利用を行う事務の件名	報告日	保有個人情報項目	目的外利用を行う理由	提供元	報告課(提供先)
私債権及び非強制徴収公債権 徴収に関する事務(児童扶養 手当返還金)	H27.4.13	強制徴収公債権の徴収に関する事務 において収集した情報のうち、児童扶 養手当返還金を滞納している者に係る 以下の保有個人情報 1 電話番号	強制徴収公債権と異なり、私債権等については強 制的な調査権がないため、滞納者と連絡がとれない 等、時効により徴収不能となる債権が例年発生して いる。そのため、債権管理室にて滞納者の最新の自 宅電話番号、携帯電話番号及び住所を把握してい る場合は、その情報を提供することで、効率よく迅速 な催告が可能になり、未収債権の時効消滅を防ぐこ とができるため	財政部 債権管理室	財政部 債権管理室

イ 個人情報取扱事務の届出（開始）について（資料番号3－イ(ア)）

名称	開始日	概要	担当部署
農地台帳公表事務	H27.4.1	平成26年4月に施行された改正農地法第五十二条の二、第五十二条の三、並びに農 地法施行規則第百四条、農地法運用通知第6の第2項に基づき、農業委員会が一筆 ごとに農地に関する事項を記録した農地台帳及び地図を作成し、公表するもの	農業委員会事務局

イ 個人情報取扱事務の届出（変更）について（資料番号 3－イ（イ））

名称	変更日	変更理由	主な変更箇所	担当部署
臨時福祉給付金 支給事業に関する 事務	H27.4.1	・事業所管部署の変更があったため。 ・臨時給付金について支給金額に変更があったため ・加算金が廃止されたため。	・個人情報取扱事務の概要について、支給金額を6千円に変更した。また、加算金についての記述を削除した。 ・個人の類型「臨時福祉給付金支給対象者」及び「申請者」の「イ項目 経済的事業 その他」の欄から「老齢基礎年金・児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当・原子爆弾被爆者医療特別手当等の受給状況」を削除した。 ・個人の類型「申請者」の「エ 本人以外から収集する理由」から「加算措置の可否に申請者が受給している一定の年金や手当での受給状況の確認が必要になるため」という記述を削除	保健福祉部 保健福祉総務課